令和5年11月1日

# 南増尾四丁目周辺地域で発生した停電について(報告)

7月25日(火)南増尾四丁目周辺地域において、上下水道局で発注した電気工事が原因で発生した停電の件について、原因調査結果を以下のとおり報告します。

## 1 工事概要

工事件名:第四水源地受変電設備更新

工事(4-301-2)

工事場所:柏市南増尾4-9-1

概 要:屋外受変電設備の更新 一

式, 仮設受変電設備設置工

事 一式 他

契約金額:756,800,000円

工期:令和4年4月28日~令和6年

1月26日

2 停電事故発生状況(東京電力パワーグ リッド株式会社発表)

日 時:令和5年7月25日(火)

16 時 07 分~19 時 06 分



停電地域:青葉台一丁目,青葉台二丁目,酒井根一丁目,酒井根二丁目,酒井根三丁目,酒井根四丁目,酒井根五丁目,酒井根,南増尾二丁目,南増尾四丁目, 南増尾六丁目及び南増尾七丁目 約1,080 軒

#### 3 停電の原因

上下水道局施設管理課が発注した「第四水源地受変電設備更新工事(4-301-2)」において、自家発電から電力会社電源へ切替えの際、電源接続点である負荷開閉器(※1)の配線の誤りにより負荷開閉器が短絡(ショート)(※2)し、停電を発生させたもの。

負荷開閉器には、「電源内蔵型」と「非内蔵型」の2種類があり、各々配線方法が異なる。 今回交換した負荷開閉器は「電源内蔵型」であったにも関わらず、下請作業者は「非内蔵型」と思い込み、配線。元請技術担当者も下請業者への明確な指示、作業後の確認を怠っていた。

(※1)負荷開閉器:電力会社と利用者側設備間に設けられるスイッチのこと

(※2)短絡:電気を通す導体同士が接触し、大きな電流が流れること

### 4 事故後の対応

停電による被害状況を確認しましたが,施設管理課発注工事の事故が停電の直接原因と分かる前に,東電お客様センターに苦情・問合せ等が7件入りました。

その後、報道発表し、新聞報道もありましたが、東電お客様センターが最初に受けた7件 以降、上下水道局、施工業者及び東電お客様センターにおいて苦情・問合せ等はありま せん。また、その7件については、再度、苦情・問合せ等はありませんでした。

一部機器の故障等が発生しましたが、逐次、部品の交換等を実施し、現在は全て復旧しました。

### 5 水道水の供給について

停電による水道水の供給に影響(水圧低下、にごり水等)はありませんでした。

#### 6 再発防止策

端子接続先を明記した配線表を準備し、この配線表を用いて接続先を下請作業者と下請作業主任者で二重チェックを行うことで誤接続を防止する。接続先の端子台が明記されていない配線表であった場合は作業着手しない。配線表を用いた作業後は下請作業主任者と元請技術担当者、品質管理責任者を配置し、三重チェックを行い曖昧な作業を廃止し波及事故を防止する。